

令和7年度 第4回全体庁議（8月1日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(4) 帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（骨子案）について〔都市環境部〕
----	-------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

国土交通省は、共同住宅への配送需要の増加等に対応した荷さばき駐車施設を確保するため、令和7年3月に標準駐車場条例を改正し、地方公共団体に附置義務条例の見直しを促して(技術的助言)いる。これに基づき、「帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の一部改正にあたり、骨子案について令和7年8月21日の建設委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 背景

帯広市では、平成8年4月に「帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(以下、「帯広市駐車場附置義務条例」と言う。)を施行し、対象区域で一定規模以上の建築物を新設又は増築する場合、その用途や面積等に応じて駐車施設の附置義務を課している。

2 標準駐車場条例の改正内容及び帯広市の対応

- (1) 共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務の追加
 - ・標準条例に合わせて、市条例の規定を変更及び追加する。
- (2) 公共交通利用促進措置による緩和
 - ・標準条例に合わせて、市条例に規定を追加する。
- (3) 既存の附置義務駐車施設の振替・緩和に係る規定の追加
 - ・標準条例に合わせて、市条例に規定を追加する。
- (4) 廃止時の届出の義務化
 - ・標準条例に合わせて、市条例に規定を追加する。
- (5) 荷さばき駐車施設の車高への対応
 - ・標準条例に合わせて、基準を変更する。
- (6) 車椅子使用者駐車施設の数・車高への対応
 - ・標準条例に合わせて、基準を変更する。
- (7) 集約駐車場への隔地に係る規定の追加
 - ・指定する駐車施設がないため、市条例には追加しない。

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和7年8月 建設委員会へ帯広市駐車場附置義務条例の一部改正（骨子案）を報告
- 9月 パブリックコメントの実施
- 11月 建設委員会へパブリックコメントの結果等を報告
- 12月 条例改正案を提案

■ 審議結果

- ・ 同内容で、8月21日建設委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし